會津添器雜考

言

は餘りに に補足して、 で没した たには過 我 会準の漆器は、 ので、 貧弱であるので標題 程がなければなら 昨年新会津紙 爾餘十幾年之を住底する 若 松の最大の産額を有するものである。 λ'n 上に約四十日間 の如く、雑考として之れを纂し、 余が、 先考兹に見る所あつて材料と記述を集め に忍びないので、 に渉つて掲載した 其集 所 か 0 く最 識者の誤正と確実 め たるも ので、 大の 産 Ø を主として之れ 額をなす 漆器史とするに

た

が業半ば

ĸ 至

表紙題字は穴沢若松市長に御願 三年三月 5 しまし

昭 和 を公表する次第であります。

の蒐集とを俟つて、

会津漆器史の大成を期し

たい

のである。

その前程参考として玆に之れ

なる資料

釋松園閑亭に 7

三度御大 典 御 用 盃 御下命 0 報に欣喜

ī

7

杏所 公山人 新

城

貞

	ō	九	八	ţ	六	五	四	Ę				_	
`	`		`	•	•	`	`				`	`	ı
슧	衣	工	金	改	最	生	会	明			漆	漆	
津					近		津	治以	2	1	器		
漆			粉	良	, AL	3	lub-	後	漆		由		ł
器		人			0	産	木	Ø	690	漆		Ø	会
功	*		金	事				숝	器	樹	緒		Yella.
労					現		盃	津漆		栽	Ø		津
者	桁	伝	箔	績	状	額	史	器器	0	培	事	專	漆
								-	改	Ø	_	_	
ļ	-		ļ	-	4	-			9,	奨			器
g*************************************	***************************************	4.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11		4)	499400444444444444444444444444444444444				良	励			ħH:
İ			1	Ì									雑
į	i			l									考
			į			1							目
į													次
													1)(
													į.
					-								
											į		
=											i		
20	Ξ	0	ō	九	七	Ŧī.	. —	九			\equiv	-	

会 津 漆 器 雑 考

杏 所 Ш

0 車

漆

下の理由で各藩亦夫の保護に任じた為である。然らば如何なる風 漆器が何故との地に発達したかと考えて見ると先づ漆の木が沢山 と云う事である。 領内の漆樹の数を調査せしめた所十九萬八千六百二十四本あつた に移封せられた時、漆木が根本であると云りので慶長四年令を下 で保護せられたかと云うと史蹟にあるのは上杉氏が越後から会津 は日本特産として朝廷先づ之が保護政策を取られたので上を習り 自然木で沢山あつたかと云うに決してそうではない古昔から漆器 あつたが為め出来たと直に考え得るのである。然らば其漆の木が 漆樹の自由伐採を禁じ専ら漆樹の栽培を奨励し藩吏をした

等である。

一、百八十萬九千本

百七十五萬本 百五十六萬千本

以来御郡中源木の調査高を上げれば 納める事に定められた。 、九十萬四千本

五十四萬六千本

、七十萬二千本

寛文十戊年 承応三己年

元祿十一寅年

百萬四千本

同

十五午年

百三十三萬千本

宝永三戊年 正 卯

一徳元

百五十八萬五千本

元文三午 享保十一午年 年

宝保二戊年

享保十二年の御布令左の如し るに至つたのである。 を禁じたのである故に良質の漆樹益々繁茂して漆器の名声を博す 一、漆の儀時分を不違五人組の内立合木之下痛めぬ様に攝取可

るととを禁じ樹の幹の大小に応じ搔漆の量も調限して一方搔殺し には相当の賞を与えて之を奨まし私有の漆木でも恣に之を伐採す 上述の如く漆木の調査簿籍を作り民間に新に漆樹を栽培するもの

停止候間少分たりもと相対を以て売買仕間敷紛候若敷義有之

致上納候漆に混物仕間敷候且前々申付候通蠟漆の儀は堅く御

萬三千餘本(寛永十六年)同十八年には二十六萬一千二百本とな

加藤氏の代となり益々之が保護栽培に鋭意したので漆樹の数二十

つた。この漆樹から掻いた漆は寛永十年から漆木一本より漆一勺

づい相納むべしと定役に仰せ付られたので漆を搔かぬ年は代金で

候其漆の出所不明に候はゞ吃度相糺可事

二、漆器由緒の事

業を始めたのによると称せられる。 業を始めたのによると称せられる。

江日野椀製法を輸入したからである。以来でなければならぬ。即ち蒲生氏郷会津に封ぜられた際故国近併しながら塗物と称して恥かしくないものゝ生産は蒲生氏郷入国

近江国愛智郡島村から吉川和東守始め四十六人を引速れ来り若松小荒井、喜多方に分住せしめて其業に就かしめ地方の子弟に之が製法を伝習せしめたのである。若松では文稼元年大町三ノ堅東北刺法を伝習せしめたのである。若松では文稼元年大町三ノ堅東北が上江国愛智郡島村から吉川和東守始め四十六人を引速れ来り若松なした是を遼大屋敷と称した。

間口四十間奥行二十間と云う大建物で其中に使役した職工の数も江戸へ輸出したとれ我漆器の国外輸出の嚆矢である其工場の如き就中加藤時代に海東五兵衛氏は市内大和町に住して其製品全部を近中加藤時代に海東五兵衛氏

おるの

国輸出の嚆矢である。 器を長輪在留の支那及和蘭商人に販売を試みたのであつた是れ外器を長輪在留の支那及和蘭商人に販売を試みたのであつた是れ外

--2---

其後引続き少しづゝ輸出はあつたなれど目立つ程の事はなかつた其後引続き少しづゝ輸出はあつたなれど目立つ程の輸出復活するに至つた。検出品を製し漸次盛大となり我会津漆器の輸出復活するに至つた。

方であつた津川の人平田次八氏の後援で輸出を開始し一時全盛を三年秋惣輸師星直蔵と云う人片田屋に做い輸出を計画し当時為替

のである。 のである。 とうして明治の時世に入り漆器が今日迄幾変遷を重ねたである。とうして明治の時世に入り漆器が今日迄幾変遷を重ねたである。とうして明治の時世に入り漆器が今日迄幾変遷を重ねたのである。

水に喜多方の沿革について少々書いて見ましよう矢張声名以前に、今を去る三百六十年)補生公が移封せられ前述の塗師連を引連は史積を尋ね難いのであります声名義広の臣佐櫛種常其家形を喜は史積を尋ね難いのであります声名義広の臣佐櫛種常其家形を喜れて対に工場を継てゝ漸く漆器の体を為したのである。

古文書の面白い部分を抜萃して見れば鄭九三本合計六十九本あるに至つたと書いてあります。鄭九三本合計六十九本あるに至つたと書いてあります。東邀権の方式を保護した。其邀権の方式を保護した。其邀権の対した。其遂権

漆正味改め役の事

小荒井村長次兵衛民衛門と申者共湊正味改役之者に中付置候処小荒井村長次兵衛民衛門と申者共湊而入病。宜敷者に候間漆正味改見習親不動之節は肩替をも致候様に被仰付被下度旨神山六太夫申出候に付吟味の上右泰助幸八と申者に正味改見習申付候云々

郡役所

屋として指定せられて居つた人は漆器就中椀類は喜多方が重産地であつたので若松では喜多方椀間漆器就中椀類は喜多方が重産地であつたので若松では喜多方椀間右の通り上納漆の品位改めも厳重であつた事は明らかであります。

次に安永四年五月折笠、深谷二間屋事近来家計困難に及び引替金に限らず現金帯りなく受払可致旨其筋より達せられた。右に付同年十二月十四日若松問屋へ北方より塗物持参の節は豊夜

四千両であつた。

四千両であつた。

四千両であつた。

四千両であつた。

四千両であつた。

四千両であつた。

前述の不景気でなかつた時代には一年八千両以上に上つたのであ

次に木地問屋の事

を有した所である 喜多方の山間地方一帯椀木地豊富であつたので一時は非常な産額

木地問屋

元文二年より 寛永五年より 小 荒井五 助之丞 兵 御 伝 六

享保年間より 天正十年より 小田付太郎左衛門 甚兵衛 太左衛門 五十嵐萬吉

がとの世帯名を記して見るのも亦興がありますから次下記述しま の年額二三千挽であつた。又木不足になり高森へ引移り追々南へ 等であつたが始めは手近の山から伐り出したが追々深く入り木曽 と引移つたのである。重複する様ではあるが塗箒数丈けを述べた 一ノ戸山川入に引出し木が不足になるや檜原小子沢に引移つたこ

喜多方塗師 職方家塗箒御改(元験十六年癸未)

 \Diamond 小荒井村人別

弥右衛門 十兵衛 助右衛門 与十郎 太郎 甚左衛門 吉三郎 甚五郎 伊兵衛 甚七耶 市左衛門 甚右衛門 治左衛門 次郎左衛門 兵衛 太郎兵衛 孫七郎 半三郎 八兵衛 作四郎 助三郎 太右衛門 九郎兵衛 勘左衛門 利左衛門

> 谷三郎 庄右衛門 重右衛門 惣 八 郎 五左衛門 徳 助

方衙門

合計塗箒三十一本

 \Diamond 清次袋村人別

茂兵衛 与右衛門 清兵衛 弥右衛門 弥 庄三郎 六 甚左衛 小 左衛 門 門 七左衛門 七郎兵衛 長七 太郎兵衛

郎

 \Diamond 高寺村人別 合計塗帶十二本

オ三郎 新右衛門 合計塗箒八本 萬右衛門 三右衛門 文右 彦右衛 衛 門門 治兵衛 五郎兵衛

 \Diamond 太郎丸村人別

萬右衛門 吉左衛門 合計塗箒三本 善 右 衡 門

 \Diamond 塚原村人別

六右衛門 七郎兵衛 利兵衛 徳左衛門 合計塗帶十七本 惣右衛門 庄左衛門 弥八郎 佐 作 伝 右衛 七 内 喜四郎 清兵門 清六郎 三十郎 新右衛門 兵衛

総合計七十一本

之有) 残塗師六十九人(此帳紀元録十六年九月廿日御役所御出役改 小荒井村上々箒 塚原村同 一本

地職の横暴につき面白い歎願書が出て居るのは記しい見ましょう。 大分苦心して居りますが既に享保年間にもこの木地の払底から木 制であつて中々六ケ敷ものであつた。只今でも材料の木地に就て これに依つて見ても藩政の保護は一 面束縛を加味して一種の免許

乍恐以書付奉願上候 0 <u>E</u>

被仰付候に付相守り若松同様之蒙仰り其証奉差上候其後追々塗 清次袋村村松新田村塗師総集会之仕御役所より御出役有之神文 相守其証奉差上候北方は小荒井村御諏訪宮にて小荒井村塚原村 へ職業不致為に若松御諏訪宮にて塗師総集会之上神文被仰付則 之様被仰付其上御城下北方塗師共の儀は格別秘伝有之に付他方 塗職出精致候様被仰付難有塗師渡世仕候且又細工等ら抜き等無 荒井村始塚原村凊次袋村松新田村右四ヶ村之者共にも農業之外 餘に罷成御国第一之産物之由被為恩益々繁昌仕候様に被仰出小 追々相增恐乍土津様側入国被為遊候節渋地首職人凡二百三十人 候夫ょり加藤左馬之助様同式部少輔様御代引続渋地首職之者共 村に至迄引続塗師繁昌仕組子之者共増而御国第一の産物に罷成 御当地塗師共之儀は天正年中獑生飛弾守様江州より御入国之砌 に渋地言川和泉助を始め組子の者共四十六人江州より被差遣小荒井

> 相続仕有難仕合に奉存候 村にて都合何百何十人餘に罷成申侯塗師共奉蒙御国恩を家業営 物の名広めに罷成只今にては渋地組子共者若松小荒井村始四ヶ 師細工三ケ津は不申及何国之津々浦々迄も会津国産と申せば逢

塗師共方へも和順に差引仕候様被仰付被下置度乍恣奉願上候前 有廉之迷不在励方に踏込木地挽出精仕値段之儀も淳値に引下げ も御座候て往古より奉蒙御国恩安堵之道にて木地挽相続仕居難 仕並塗渡世営罷在申候前文之通木地挽共之内にて甚我儘申居者 師共に限り差引致候様古来より堅く御定被下知難有御田畑農業 差出之北方東西入山之木地挽共は小荒井村へ差出し四ヶ村之途 地挽会津郡南山御蔵入に住居致居木地挽共は若松塗師共方斗限 御座候得共御城下の者は東安積郡入之木地挽共赭苗代入山之木 を御上様へ御願申上色々謀計御願申上候処乍恣申上候迄には無 内々にては右様恣成義を相好出来木地若松へ差出商買致度由杯 地挽之者共励方不致緩々仕居木地出来高減少仕候か自然不足に に奉存候尤木地払底に罷成候義は全体米穀下値御座候故山元木 罷成候値段引上げ申候依之何れ之木地挽共内証向弥有福に罷成 き者は塗細工可仕候様無之射にて殊之外難渋至極にて歎ケ敷義 百匁位に罷成塗師元入等甚々増加仕塗物に出来売払元入差引仕 候へば一向に活計に相成不申塗師共一統甚難渋仕既に望生金薄 去春迄は五六月頃より値段追々高値に 罷成此節木地一挽一貫五 然る処近年引続き世上不景気にて塗師共別而行当り迷惑仕候所

-- 5 ---

保申上候通木地沢山に罷成候て塗師共も勢を取直し細工高も十件申上候通木地沢山に罷成候塗職人冥理誠に以冥加に相叶恐悦至極に奉存候御国潤に罷成候塗職人冥理誠に以冥加に相叶恐悦至極に奉存候郷上候何卒木地値段之儀不景気之世並に掛合相応に挽下げ木地原上候何卒木地値段之儀不景気之世並に掛合相応に挽下げ木地原上候通被仰付被下置候はゞ塗師一同相助け重々離有仕合に奉存上候通被仰付被下置候はゞ塗師一同相助け重々離有仕合に奉存上候通被仰付被下置候はゞ塗師一同相助け重々離有仕合に奉存上候通被仰付被下置候はゞ塗師一同相助け重々離有仕合に奉存上候通被仰付被下置候はゞ塗師一同相助け重々離有仕合に奉存上候通被仰付被下置候はゞ塗師一同相助け重々離有仕合に奉存

享保二十年卯十二月

青欠簽寸司 村松新田村渋地首惣代

塚原村 同清次袋村同

小荒井村同

思いもよらず燻焼又は蒸気乾燥によりばしく〜使用するばかりでう。とれが本来の方法ではあるが現今は遺憾ながら自然乾燥など普通四五日間天日さらしとし後六七ケ月間蔭乾ししたる朴板を用

小荒井村肝煎

半 · 左 衛 門

半兵衛

小荒井組郷頭

慈悲被仰付被下置度奉願上候

以上

前書之通願出候被仰付被下置候得ば途師共一統相立申候厚以御

手代善九郎

に至つたのである。 方の産出を見明治三十九年より四十一年に至る間外国輸出を見る方の産出を見明治三十九年より四十一年に至る間外国輸出を見る右様の状況を以て明治維新に至つたのである丸物一方であつた喜

方方面には限らない事を承知して頂きたい。 供しこれは敢て喜多次に漆器の製造分業について述べて見よう 併しこれは敢て喜多

塗工 (五)板物塗工 (六)蒔絵工 (四)丸物(一)木地挽工 (二)惣輸工 (三)塗下地工 (四)丸物

7 米

丸 物にならぬ。 お板物界の最大急務はとの完全なる乾燥方法の実行でなけ

一、枯

一、常 挽

用のでれる。 相似であるが時に乗、槻、櫟等も常挽とは伐採後直ぐに挽て特別の乾燥法を用いず其儒半ケ年以上

松の事について書く事にします。何れも目下は上述の欠点がある事を遺憾とします又逆戻りして若

い所以である。

い所以である。

い所以である。

い所以である。

い所以である。

い所以である。

いの様に若松の漆器の起源は遠く会津建国以前にあるのである。

されによってもこの時代木地挽を業としたるものがあった。

とれによってもこの時代木地挽を業としたるものがあった。

とれによってもこの時代木地挽を業としたるものがあった。

とれによってもこの時代木地挽を業としたるものがあった。

まる。これによってもこの時代木地挽を業としたるものがあった。

とれによってもこの時代木地挽を業としたるものがあった。

まる。これによってもこの時代木地挽を業としたるものがあった。

まる。これによってもこのである。

当時野生漆のみでなく漆樹栽培のある。

其祖先が小椋大臣であるというので小椋姓を名乗るものが多る。

其祖先が小椋大臣であるというので小椋姓を名乗るものが多る。

其祖先が小椋大臣であるというので小椋姓を名乗るものが多る。

は、おいた。

併し稍々見るべき製品は蒲生氏以降に始まる事は前述の通りである。蒲生公が吉川和泉守以下を引率れて若松と喜多方に分住せしめ各地方の子弟を集めて伝習せしめ一方黒川郷を若松と改め市区の改正を行い士農工商の住所を分ち町割を定め商三工七の組織として大に産業の振興に努め特に漆器に力 を注いだ為との発達を見して大に産業の振興に努め特に漆器に力 を注いだ為との発達を見るに至つたのである。

漆木の減少の原因であると断定して慶長四年令して の保護を加えて居たに過ぎない且つ其伐採は自由にして居たのが 思い第一 着手として漆樹の保護策を計画した。従来野生漆に多少 講生氏の後上杉氏越後より入り同じく漆器の重要物産である事を

一、漆樹の自由伐採を禁ず

間餘であつて多数の職工を使役し多額の製品を江戸に輸送したゝ 国外輸出の嚆矢である。当時五兵衛の工場は間口四十間奥行二十 盛にこれを製造し全部江戸へ輸出したのである。これ若松漆器の 当時海東五兵衛なるもの市内大和町に住し全力を漆器業に傾注し 漸く漆器の体をなし産額も増し販路を江戸に開くに至つた。即ち 計十九萬八千六百二十四本を算したのであつた。これは何れも上 従つて其上納の確実を期する為、国内の漆樹数を調査せしめて総 んであつた 見るの盛況であつた為、 め江戸街道に日として海東の出荷を見ぬ日はない各駅毎に其荷を 寛永四年、加藤嘉明会津に封ぜられるや同年之に意を用いたので 納木であるから小さな木に至つては尚数十萬本を算した事である。 上述の通り漆樹の保護と同時に国庫の収入を計画したのである。 一、目通り四尺廻りの漆樹一本より木実一升五合を上納せし (同六年に至り漆樹一本につき年貢蠟二十一気に改む) 人呼んで街道五兵衛と称したと云り程盛

以上の漆樹一本より漆液一勺宛上納する事を命じた。寛永十年嘉明従来の制度を廃し民間の漆樹を役漆と称し高さ一丈

属せざるを得ない。 ら其新生面を開いたのは寛永二十年保科正之公の移封以来の事に 次漆器業者が発展し来つたことを察知出来るのである。併しなが 年の調査には二十六萬千二百餘本あつたとある。之によつても漸 同十六年、漆樹を調査せしめたのに二十萬三千餘本あつた同十八

は正徳元年百五十八萬五千本、第三回は寛保二年百八十萬九千本 然其数を増加し第一回の調査は承応三年に九十萬四千本、第二回 九萬乃至二十六萬を出でなかつたのが寛永二十年以後に至つて俄 培を奨励して元和二年特に漆液の輸出を禁じて原料の窮乏を未然 に防ぐの策を取つた。為に上杉時代及び加藤時代の漆樹の数は十 検査し以て粗悪品一切使用を禁じたのであつた。又一面漆樹の栽 成績を町奉行に具申せしめ其優劣を判定するの資をなしたのであ を選抜してその者に稟米を給して之を奨励し又定時検断を経て其 製品の粗製濫造を防止するため技術優秀で且つ着実篤行なるもの めたのである。即ち山田右膳を漆器塞行とし其業を監督せしめ又 もすれば剝落の虞があるので断然之を廃し新に渋地塗堅地塗を創 も同じく泥地塗であつたので木地と髹漆の附着力軟弱のために動 良を計画して実施せしむるに至つたのである。従来は我会津漆器 払い就封後直ちに之れが研究調査を命じて其答申を得て髹漆法改 我会準に欠くべからざるを察知し就中漆器業に最も多くの注目を 藩祖正之公は文武の学に深く又政治的才幹もあり一方産業政策の 又漆液に就ても検断中から検味役を選定して其品質の優劣を

の多きに上つたのである。

んで会津藩諸改革の儀を上申し藩主容頌公の容るゝ所となつて 面目一変の観があつた天明二年田中三郎兵衛玄宰国老となるに及 享保年間彩漆の使用法を発見した為江戸向輸出は増加して漆器の 津産業上に一大革命を促すに至つた。

就中漆器業に関する施設は左の通りである。

- 漆樹栽培の奨励
- (1)漆樹の調査簿を作り力を栽培の普及に尽す
- (ハ) 暇令私有の漆樹とても恣に之を伐採する事を禁ず。 (ロ)民間新に漆樹を栽殖するものに対して相当の賞を与り
- (ニ)樹幹の大小に応じ毎年の漆液攝取の量を一定す、 搔き殺しの弊を禁ず 即ち
- 以上の保護奨励による結果良質の漆液を産する漆樹繁茂し従つて

漆器の名声を維持するを得たのである。

器の 改良

重箱及び吸物椀、蒔絵百合型煙草入並に鼻煙草入等である。 目は玉子置総絵小判形盆、高蒔絵硯箱、玉子置並蒔絵金銀梨子地 享保二年長崎在留の支那人及び和蘭人に販売を試みた其主なる品 藤蔵を聘して土地の職工を伝習せしめた事は前述の通りである。 脱するわけには行かなかつた。玄宰之を遺憾として京都の人木村 追々と器物としては相当のものに出来て来たが未だ粗製品の域を 塗師田中太助黒目漆及び金銀梨子地塗の新法を発明し

若松漆器の声価を発揚した。

然るに一朝戊辰の役起るや会津は戦禍の巷と化して市区は荒廃し 職工は四散し数百年継続し来つた我会津漆器も一時は全く其基礎 至つた。従つて一方内地向製品の増加は云り迄もない事であつた。 面目向上した為長崎に於ては若松漆器の輸出は益々隆盛になるに 蒔絵師折笠藤吾等の良工輩出して各独特の技能を発揮して製品の 弘俜年中、丸物師渡部儀右衛門、大島吉之助、板物師篠崎新十郎 を失うに至つたのである。

ば左の通である。 文化以後藩庁に出でた漆器の産額と漆の輸入の価額を挙げて見れ

(×印ハ産額、+印ハ輸入額)

五、八〇〇両 同三年×二〇、三〇〇両十一、三二五両 政六年×六、一六一、〇〇〇両+五、七〇〇両 同八年×一 治六年×二六、三〇〇両+一二八〇両 〇〇両.嘉永四年×二二、〇五〇両+八、七二九両二分 文化×丸、四一七両+不明 文正×一六、二五五両+二、〇 三〇〇両+四、三〇〇両 文久二年×二一、一〇〇両+ 文 安

之は後段に詳しく述べたいが次で漆器と漆液は産額との重大なる 関係を見る事が出来るであろう。

明治以後の会津漆器

法の完成は会津蒔絵の一大革命でなければならぬ。 研究しても完成の域に達して居らなかつたのであるがとの焼金描 初年は会津蒔絵と云えば消金蒔絵を以て足れりとして居つて稀 至つて遂に蒔絵の焼金描法を開始した。前述の如く幕末並に明治 に新意匠を凝らし其製品を越後富山地方へ搬出した。同十七年に 製造販売を開始した。同十年塗木地枯挽の改良を卒先実行し蒔絵 時に新城猪之吉氏は酒造を業としたが明治四年酒造の傍ら漆器の 作に留意して信用の回復を計り徐々と旧態に復する様になつた。 て明治十五年申合せを作製して相互相誡めて粗製を避け良品の製 地に著ち貿易頓に褻えて再び輸出物の立つ能はさるの状態に至ら 為、忽ち馬脚を現して粗製濫造の故を以て俄然として海外の信用 しめたのである。妓で当業者の困憊極に達つて漸く迷夢より覚め 要急激に増加した際多数不熟練の職工を使用してこの供給をした て他人の事業は大変に善く見え一時に輸出業者輩出して競争し需 に腐心せられたのである。為に漸く其効顕れて追々と旧態を回復 を超ゆるの状態までになつた併し悲しい事には日本人の短所とし し明治十年前後には海外の声価も一時大に揚つて輸出額十数萬円 相謀つて之が保護法を講じ忍耐持久の策を取つて極力斯業の挽回 至つた。玆に於て高瀬喜左衞門氏、鈴木利兵衞氏、菊地儀助氏等 戦乱漸く終熄して四散した職工も漸次に帰来して其職を求むるに

日常この方法の出来ないのを潰憾として居つたが遂に十七年酒庫のであった。

得ないのである。とれ全く同氏の賜と云はざるをの定評を得るに至つたのである。これ全く同氏の賜と云はざるをの定評を得るに至つたのである。これ全く同氏の賜と云はざるをと犠牲とを払つて独力之を完成して一木盃は会津に限る)と世人又一方褒賞条令発布せられたので木盃の製造に着手し非常の苦心

を用いる事を誡め違反者を罰するに至つた。明治廿七年若松漆器同業組合設立せられ規約を設け厳重に不良漆如此して漸次美術的製品の生産を見るに至つた所以である。

若松漆器同業組合規約の主案項目を揚げれば

- ものを用いざる事
- 三、図案は専ら新趣あるものを撰み蒔絵の原料は必ず正品を用地に限るものとす容易に破損の憂なからしむる事地に限るものとす容易に破損の憂なからしむる事
- 圖、漆液は品質善良なるものを撰択する事
- 五、漆器は必ず良品を撰み粗品を販売せざる事

ハ、営業上取引を正確にする事

- 又は他の開催に賛同する事
- 八、意匠家を招聘し又は図案会を開催して意匠図案の改善を図
- ものを製造する事を禁じ其発明考案の功を保護する事は本人の請求により組合員に於て之を模造し若くは類似の九、新規の意匠考案をなし若くは発明創業をなしたる者ある時
- をなす事をなす事をなる場正し信用を維持する為、粗悪品の取締
- する事 以上

無学に堕せんとするを慨せられて徒弟学校の設立の唱導が始まりとなつたのは工人の後継者問題である。従来工人の養成は大体にとなつたのは工人の後継者問題である。従来工人の養成は大体にとなつたのは工人の後継者問題である。従来工人の養成は大体にとなつたのは工人の後継者問題である。従来工人の養成は大体にとなつたのは工人のといなつたり見習うのである。如此中等以上の家庭では一寸困るととになつた且徒弟たるものも亦其職に多忙を極め習学等の餘暇を持つものは稀である従つて自己の姓名より満足に書けないものは様である従つて自己の姓名より満足に書けないものもない訳には行かなかつた。故に於てあまりに進者間が始まりとなる。

近に於て証拠立てられるに至つたのである。使来の徒弟的の頭脳と其考えに於て数段向上の結果を見たのは最後来の徒弟的の頭脳と其考えに於て数段向上の結果を見たのは最近でかた。これに就いても世間種々の批判があつたが之れに使つて技術と普通学とを習得せしむる目的を以て十七年其設立を見るに

当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何当時三年間の課程の徒弟学校が始めて卒業生を出した時世間は何とたけばればいませばいませばいた。

四、会津木盃史

を用いて居るが儀式等には木盃を用い神式等は土器を用いて居る等又色彩等一定して居るとは云えなかつた中世以降は普通瀬戸盃用時代となり飲酒用の土盃は木盃となつたのである。然し其形式用時代は総て石器土器を以て食器として居つたが進んで漆器使原始時代は総で石器土器を以て食器として居つたが進んで漆器使原始時代は総で石器土器を用い神式等は土器を用いて居る

事現在の通りである。

本盃は右の外精巧な時絵を施して美術愛玩の具とした事である。 市の褒賞条令制定に起因するのである。即ち紅、緑、藍、紺、綬 市の褒賞条令制定に起因するのである。即ち紅、緑、藍、紺、綬 京の制定に準ずる功労あるものに金銀木盃を賜りの条令である。 東で制定に起因するので之を地方長官に委任してあつた 上千円以下のものに下附するので之を地方長官に委任してあつた 上千円以下のものに下附するので之を地方長官に委任してあった 上千円以下のものに下附するので之を地方長官に委任してあった のである。褒賞条令による木盃は栃又は椰の木地を使用して本枯 米塗で五七桐紋章入(焼金平蒔絵又は高蒔絵)桐箱に帛紗付絹紐 米塗で五七桐紋章入(焼金平蒔絵又は高蒔絵)桐箱に帛紗付絹紐

東等級に応じて左の各号に当るのである。 第二号径三寸(平畴絵) 第二号径三寸元分(同上) 第四号径三寸九分(高蒔絵付) 第五号径四寸二分(同上) 第六号径四寸五分(同上) 第七号径四寸九分(同上) 第十二号径四寸八分三ッ組(同上) 第十二号径四寸八分三ッ組(同上) 第十二号径四寸八分三ッ組(同上) 第十二号径四寸八分三ッ組(同上) 第十二号径五寸二分三上) 第十一号径五寸三ッ組(同上) 第十二号径五寸二分三上) 第十二号径五寸二分三上) 第十二号径五寸二分三上) 第十二号径五寸二分三上) 第十二号径五寸二分三十分(同上)

-11-

寺である

大正七年に至つて左の如く改正せられた。

第三号径四寸二分三ッ組(同上) 第四号径四寸六分三ッ組第一号径三寸六分(高蒔絵付) 第二号径四寸五分(同上)

-- 10---

は如何にも残念であるとて苦心考慮の結果東京蒔絵師招聘を想い と一頓座を見んとしたのである。折角これ迄苦心して挫折するの では何とも納まらない。兹で折角木地が出来ても蒔絵の点でへ々 がをかつたのに御用品は焼金平蒔絵又は高蒔絵である。消金蒔絵 せられて消金蒔絵のみ流行して焼金蒔絵の方法を完全に知るもの 蒔絵である如何となれば当時若松には一般会津の花塗花蒔絵と称 等の品を得るに至つた。かく塗木地は出来たが弦に最大の難関は ある。大島吉之助、渡部儀右衛門等之を研究して漸く見本と稍同 木地だけ出来た。小椋平八、小椋綾治等である。今度は塗の方で い。百方説得し且つ多額の日当やら、経費やらを支べんして漸く 者は勿論木地業者の誰もがそんな山師的の事は成功するものでな けたのである。即ち木地塗蒔絵等の詳細を知つた。当時地方同業 故を以て木盃の製造を勧められたが之に応じて始め様と云り人が なかつ た時に 新城猪之 吉進んで 之が 衝 に当らんと決心に基示教を受 して若松に来り東山温泉に滯在中会津地方の漆器の産地であるの 居つたのであるが明治十五年福島県属笹田光定なる人知事に随行 との褒賞条令の制定と共に之が上納は東京商の占むる所となつで 故に各県郡市町村各公吏団体のものは変る事がないのである。 えるに至つた。之れは政府の制定に係るものゝみである。 大正十五年遂に改正して木盃の下賜を全廃して褒状を以て之に換 君子危きに近寄らずで之が試製すら引受け様と云りものがな

> らも忽々行李を整い上京したのであつた。 立つて忽ち座を蹴つて上京を決した家人も餘りの不意に驚きなが

ある。集まるもの前後左の通りである。 蒔絵職工徒弟を募集した之に日給を給して伝習を受けしめたので 吉を同伴して帰国し直に自宅の一部を改造して工場に充て土地の 坂崎琴之助、関口子之八、途師石野善次郎、仙之助徒弟峯吉、 当時東京の巨匠に就き人撰をして貰つて渡辺仙之助、池田清太郎

等元づ米り次いで 伊 藤周次郎 鉄 次 星 野 善

川平次 **侯熊三郎** 田 郎 佐 江 花 竹 = 次 郎 加 ш 藤 恒 久 = 四 郎 吉

--- 12 ---

等時の前後はあれども新城工場に入り研究練磨したのである。漸 上斐次 郎 寅 五 郎 沢 古 野 子之 D 吉 郎

の如くに普及して居つたが当時を追懐すれば従業職工諸君の苦心 現在では焼金蒔絵の如きは当業者は勿論門前小僧習はぬ経文の譬

たのである。

法を修得して之を絵物に応用し美術的漆器の形骸を備りるに至つ く其技を習得して御用盃上納済となつた。妓に始めて焼金蒔絵描

を以て之を注意した事であつた。 側の人々は態を見ろとばかり何時か失敗するぞと嘲笑的疾視の目 は勿論工場主一家の苦心努力就中資金関係については実に惨憺た る苦心を嘗めた事は筆舌のよく形容し得る所でなかつた一方反対

品評会等の賞品として用いらるゝに至つたので愈々其製造数を増 び公共団体等に於ても之に做へ善行善事者奨励又は各種共進会、 紳士の工場視察するもの頗る多かつた。玆に於て益々発奮努力し 至つた。如此蒔絵術の成功、木盃の完成は県の内外に知られ顕官 始めて成功の曙光を見たので人其の努力忍耐を始めて賞嘆するに 如此毀誉褒貶の岐路に立つて確い信念を以て職工を督励したので 々に東京製減じ其上納を蒙るに至つた。同時に各県各郡市町村及 上述の通り完成で従来東京製を上納せられてあつたがとの後は追 て其能率を上げ創業十年にして漸く収支相償りに至つたのである。

地である石川、和歌山、 出来て居つたのだが其形状、色沢及び品質価格が我会津製に比し 日本全国に夢り其需要を充すに至つた。併しながら木盃は漆器産 三十七八年戦役後も非常な多忙を極めた。かくして会津製木盃は みでは其需要に応じ切れず各地より職工を増聘するに至つた其後 明治廿七八年役(日凊)終るや行賞其他の用途開け地方関係者の なかつたのである。 て問題とならない位に差異があつたので一般の賞美する所となら 山梨等で決して出来ないのでない。現に

> ある。 けは形状、色沢、塗法、蒔絵、価格に於て他の追従を許さゞるも のがあるので全国同業者が認めて以て会津独特の称を許す所以で 之を模倣出来ぬものは殆んどない今日である。然るにこの木盃丈 は大体同じであるから単に塗法とか下地とかの特色を以て居るが 実に漆器は各地に産出しない所が無い位で其製品は形式使用法等

を請負はせたのである。 津若松の高瀬喜左衛門、 であつた。新城を除く三名は合同して三共商会を組織して之を会 して林九兵衛、柏原孫右衛門、小林藤右衛門、新城猪之吉の四名 である。之を約八十日間を以て上納方を下命せられた。 み給い之を表彰せらるゝに木盃を以てせられ其数日に三十五萬個 の大典を挙行せらるゝに当り畏くも八十歳以上の高齢者を愛くし は亦以て吾人の誇るに足る所以である。大正四年大正天皇御即位 のみは「善く安く」の標語を以て敢て誰も非難するものがないの 由来「善く安く」は我会津漆器の唯一のモットーでなければなら ぬ。近来は漸く多産の結果同時に粗製に傾かんとするに当り木盃 谷半兵衛、鈴木利兵衛、鈴木利三郎に之

第であつた。 盛況を呈するに至つた。実に天恩に感泣せざるを得ない有難い次 出さんばかりの折からであつたから俄に漆器界に生色溢れ非常の 時宛かも会津漆器界は不振のドン底にあつて将に数多の破産者を

職工の労銀は俄に倍加以上となり直接間接若松の経済界に一波瀾

-- 13 --

期間内に上納し得たのは会津漆器界の名誉であつた。 を起したと云りも過言ではないのである。

五萬と云り大数の木盃を製造するに本機の作用に俟たなかつたな ち動力掛木地挽機械是れである。僅に七八十日間の短時日に三十 らば実際は不可能な事であつた。 との裏面には実に吾人の忘るべからざる恩人の活動があつた。即

漸次之を認めらるゝに至り機も亦普及して今日に至つたのである 我漆器に関係する人は鈴木治三郎の木地挽機械発明と新城猪之吉 今日板物に比し丸物の好評なのは叉氏の遺物というべしだ。 木地挽伝習所を設けて其方法を伝習せしめる等東西に奔走して後 故に氏は非常に資金に窮し殆んど自己の財を蕩尽した。併しなが 発明して専売特許を得た当時民心が固陋で其発明の偉大なるを知 ら其れでも屈せず之が普及に力を尽した。即ち私費を投じ東山に のである。我若松の有力者すらも之に耳をかさなかつた位である。 らず各自の営業を妨害すべしと誤解して之を圧迫し且つ妨害した と苦心考案の結果三十年遂に人力応用旋盤機械(木地挽機械) を で非常な熟練を要するのである是非共機械に依らなければならぬ 治廿五年以来漆器丸物の手挽は大量生産に適しない且つ形式不同 耶麻郡猪苗代在矢森家の二男に生れ後鈴木家の養子となつた。明 氏の既に知る所であろうが玆に之を語るも亦冗言ではない同氏は 幸いに本機の運用宜しきを得この名誉を憺りに至つたのである。 是れ彼の鈴木冶三郎氏の発明品なのである。同氏の苦心発明は諸

> せざるべからざる業績である事を信ずるのである。 の焼金蒔絵描法の開始とは会津漆器界の二大恩人として脳底に刻

ある。 標語を念として、他県の乗ずる所とならない様に希望する次第で 亦不可滅なるべしと信ずるのである。関係諸氏は「善く安く」の 用いて欠くべからざるものである日本酒のある限り本器の使用も る。元来木盃は日用品の如く実用向のものでないが儀式用其他に るものがない状態となつて居つた。これだけは誠に痛快を事であ 術は益々向上して高桐御紋章の如きは何人も会津職工の右に出づ 年を以て其終結を告げるに至つたのである。然りと雖も其間蒔絵 然之を廃止せられた。玆に於て明治十四年の制定条令以来大正十 あつた。大正七年改正により下賜の範囲縮少せられ又改正して全 津製なる事を知るものが稀であつた事は当時の遺憾事とした事で 大正四年の宮内省御用盃が東京商人の上納となつてあつたので会

て東京製に勝たん事を念じた妓に於て各職工各自其専門の技を尽 心誠意謹製を命じたのであつた。又営利の念を離れて之を激励し 之を拝受し一家にこの光栄を伝え各職工を招きこの恩命を伝え誠 新城猪之吉に御下命の御沙汰を繫る。当時猪之吉は斎戒沐浴して 天盃下賜の恩命を下し賜はつたのである。其木盃全部の調製方を 典は時節柄非常なる御質素の御趣旨を体し九十歳以上の高齢者に 十日御奉行の聖上陛下大婚二十五年(銀婚式)の祝典である御祝 姓に我木盃史の最後の頁を飾るべき出来事は実に大正十四年五月

に同家の光栄のみではなく実に会津漆器界の為に気を吐いたので ある。五月三日を以て完納となり上出来との褒詞を受けたのは嵐 二月末日から四月末日迄六十餘日全く安眠を許されなかつた位で 位比に非ざる出来栄であつた。 あつた。当時新聞紙は争つて其記事に写真を掲載し其苦心談を記 し期日を誤らず日夜勉励謹製したので其出来栄も亦彼の先年の品

占となす事なく其信用を博せん事を併せて希望する次第である。 るものがあつた。他の漆器も「善く安く」の標語を単に木盃の独 めたのであつた。とれ間接には会津漆器の信用を高めた事と信ず し初めて養老天盃は会津製を御採用になつた事を全国民に知らし

以下この数字を掲げて御参考にしたいと思り。大正四年の調査が 統計で満足せざるを得ない現況である。 つは隠れたる生産販売者ある為と調査不可能のものある為とで組 合の荷調べやら各個人についての概算的評価による外ない状態の が納税関係から自己の製産の正確なる高を報告上申しないのと一 正確を期したものを得ないのを遺憾とする。これは一つは眩業者 漆器生産高の精確なる統計でも欲しいと思つて調べて見ても中々

大

Œ 年

ドン底の不景気を証明し以来ずんく、回復増加して居るのである。

Œ 年 元

六〇八、〇〇円

= --

之を喜多方に比較すると \equiv 充 十四年 十三年 十二年 五 匹 年 年 年 年 五五〇、 二五、 一三八、 一九八、 二四、 三八、 二八三、 八五、 九六、 九七、 九〇〇 九〇〇 000 四〇二 五円 000 000 000 五〇 五四〇 五〇 五〇五 七二 六七 六七 六五 六五 七九

-- 15---

十一年

〇六八、

= 0

1

匥

= 二八六、 三八六、

九〇〇 000 000 000 *OO 五〇〇 000 000

三九六

三九〇 五三八

九 八七

年

年

九八〇、 九六〇、 八七四、

年

三七一 三三六 三六

年

六四六、

五一七、

三七 三〇九

五二七、

九〇〇

三八六

十四	±	+=	+	+	九	八
年	年	年	年	年	年	年
四六〇、〇〇〇	四四八、〇〇〇	四二1、000	三七八、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	IIIO′ ⊠00	图1川、000
四四	— — —	1011	100	九八	九 五 	1011
のである。との生産が何の位の戸	る訳である。県産とは云え実は	等である事から見れば我福島県	十四年	十三年	十二年	十一年
数人数で	は殆んど若松	ポは全国産の	三〇、九三九、	三〇、〇九六、	一七、七五四	一四、九九四
でやつて居るかと云うに	「の生産と云うも憚らぬ	約一割の生産を得て居	八〇四八	<u>八八</u> 八	九五九	1、九八六

らぬ。之を日本全国の総生産額に比べて見れば 円と称して居るが如何なるものであるか識者の研究に俟たねばな 合計県としても約三百餘萬円である。或ものは県として約四百萬

通りである。

大正十四年度

製造者の戸数の大略は表記したが之を各分業別にして見れば左の

等である

大 Œ Ξ 元 六 五 20 年 Ę Ξ 四 Ξ 一〇、五八四、二一〇 九 九、七七八、 、〇四三、一七四 九二六 六一七、 九一七、八五一 七二八、四八〇 一八一、一〇四 一五〇、二三七 九〇、 七四五 六四四 〇八九 六九〇

である。

となるこの時の若松の総人口は 丸物 塗 板物塗 松 数 П 師 四五四〇二人 七八〇一戸 五五二戸 一六五戸 一三戸 一二〇戸 一五戸 三〇戸 二〇四五人 四九五人 四九〇人 四九〇人 四六〇人 100

三 年 七十五銭	•	四十四年	四十三年同	四十二年同	四十一年 八十五銭	四十年 九十	三十九年	三十八年 五十五銭	三十七年 四十八銭	三十六年 同	明治:三十五年四十八銭	との工人の質銀は	の比となる。	計	蒔 絵 師 一OF	丸物塗師 九七戸	板物塗師 三戸	木 地 師 三戸	惣 輸 師 一戸	序に喜多方を見れば
数 六十五銭		上 同 上	上后上	上同上	我	銭八十銭	円八十銭	五十二銭	銭三十八銭	上同上	銭三十八銭			三九三人	三九三人	三四〇人	三人	九人	六	
の道程をたどるのは誠に遺憾な事であるとれ漆なるものが一木よ単に会津だけでなく日本純産の漆は前々繰返して述べた如く減少	話は又極めて最近の若松の現状に戻る。	六 最 迈 c		た。	争つて職工の争奪をやつたので約五割以上の増収を得た事であつ	戦時中好景気時代は実際は表記のものは	親方と称するものは上述の賃金の三割以上倍額となるので	大略右の通りであるがこれは一般職工の	十五年 一円八十銭	十四年 一円九十銭	十三年 二 円	十二年 同 上	十一年 一円八十銭	十 年 同 上	九 年 一円七十銭	八年一円五十銭	七 年 一円三十銭	六 年 一円二十銭	五 年 一円三十銭	四 年 一円二十銭
≈これ漆なるものが一木よ々繰返して述べた如く減少		12	•		以上の増収を得た事であつ	のは仲間の申合せに過ぎなく	以上倍額となるのである。	般職工の賃銭で特殊のもの並びに	一円五十銭	一円五十銭	一円七十銭	同上	一円五十銭	同上	一円四十銭	一円二十銭	— ; 四	九十五銭	九十五銭	九十銭

-- 17--

慮に堪えざる実情である。 ものである。我若松も同様の憂目を見なければならない。誠に憂 輸入不可能となれば我国の漆器の生産は約半減の止むなきに至る る漆液は年額二百萬斤の多きに上つて居る状態で一朝事ありこの 依つて他の植林に移る事の為である。現在支那から輸入しつゝあ り生産する量の極めて少ないものなる事単価の高からざる事等に

ずるを欠点とするのである。

に心細い感がする。 和二年度には約二十萬円の豫算を計上して植林の方法を講ずる事 樹栽培奨励の請願をなした政府も亦大に其実情につき考慮して昭 これに概して全国当業者が大正十四年五月東京に会して政府に漆 となつた。我福島県産を商工省の統計に依つて見れば左の通り誠

するので狂いが少いが泥下地の鳥、剝げる欠点を持つ。併し会津 井の片山等は会津の強敵である。彼地産のものは縦挽木地を使用 に比し評判も悪くはないのである。併しながら石川県の山中、福 椀以来のもので品質が丈夫で価格も亦割合に安く出来るので板物 近秋田県尾古沢地方及び宮城県下等である。丸物の塗上りは日野 耶麻郡檜原、大沼郡大芦等であつて県外輸入の分は山形県新庄附 として山毛榛、栃だけである。この産地は南会津郡保城、針生、 如く器物を大別して丸物板物とする其中で丸物の当地の原料は主 今千二二六貫価格五千七百三十六円しかないのである。又前述の 産は渋下地なるため事は少いが横挽木地なるが故に直ぐに狂を生 製造戸数 三戸 幹 掻 二二五貫 枝 搔 酉

> 割合は地物四割他県六割と云う状態である。 に至つた。其輸入先は秋田県、青森県並びに岩手県である。との るが交通不便で運賃崇む為に遂に県外より割合に多く輸入さるゝ 大部分は朴の木である。この朴も南会津に可たり沢山あるのであ る。稀に桂を使用する近来の檜又はベニヤを使用する人もあるが る事が出来るであろう。板物は其原料当地では主として朴板であ との欠点を除去する事に努めたら永久に会津丸物の名声を維持す

ら免れる事に努力して居るが中々困難である。従つて其品質価格 のを忍んで使用する状態なので出来上りも良いと云う事は困難で 欲するだけの良質の原料を得る事が困難となつたので材料の悪い 板物は丸物に比して其品質と云え価格と云え振はない事である。 の数量金額が何地方へ出るかと云うに な事である。これ等丸物板物を以て一丸となした会津塗が如何位 の点では紀州黒江塗と其競争に何時も勝て得ないのは非常に遺憾 ざるを得ない状態となつた。当時者も頻りに苦心してこの弊害か ある。材料、乾燥等の不備の点が多いので丸物以上に粗製に傾か 木質の関係上相当の品が出来て居つたが地産少なく輸入多くなり それは地産の豊富であつた場合に善良物が安く買われた時代には

大正十一年 三四、 四三、四〇〇梱 四〇〇梱 大正十三年 四一、三〇〇

大正十五年

の出荷数を見て居る。

見て三百萬以上である事は想像に難くないと信ずる。 二百五十萬円と見る人と三百萬円と見る人とがあるが先づ公平に との数量の総数が果して一様の価格に見得るかと云りにそりは行 ぬ。この平均を見て価格を想像するに過ぎぬ。従つて之を年額

で約五割以内 神奈川、東京、埼玉、群馬、茨城、千葉、栃木、長野の関東地方

名古屋、大阪及び関西地方で一割五分以内 北海道一円で約三割以上四割以内

と云の様な地方比別となる。

会津地方の需要が五分以上一割以内

之を年額三百萬円として毎年会津以外の地方に原料代其他として

支払り品目と金額の概算を示せば

十五萬円以上二十萬円以内

十萬円内外 四十五萬円内外

銀朱、 本朱、 袋紙

松煙、

浅布等材料 十萬円内外

右の如く約二百萬円は地方材料及び当業商工者の手に入る事とな 八十萬円以上百萬円以内

何と云うも若松最大の生産品でなければならぬ。

改 良 績

あるがまだそれのみではない。 我会準漆器が現状に至る迄の進歩は前述の行程を経て来たもので

はあつても確かに有効なる事に違いない。 である。毎年の如くに漆器の同業組合の徒弟競技会も兎角の批判 各個人の創見研究のみならず品評会共進会等の刺撃材料も其一つ

之をも少し有益な方法に考慮して貰いたい。高獅氏の個人競技会 毎に何かしらの獲物を得る事に疑いない事である。 く機を見て有益に多数の会を催りして貰いたいものである。其度 なども一般の為め刺撃の好材料でなければならぬ。一度二度でな

-- 19-

ず一般工人に及ぼして一般の光栄と有効とを期したい。 工組合がも少し商組合と一致の歩調を取れば尚、有効に改良の実 を挙げ得る事と考えられる。兎も角との競技会を単に徒弟に止め

足る創案もない様である。 従来塗物の形が千偏一律の評があるがこれは最も面倒な注文であ つて今迄にも種々考案されたのだが中々これはと世人を驚かすに

木地も木地で堅牢を必要とするが大体は塗物であるからこの塗法 と云りより徒らに安く塗る法の研究に餘念もないのでこの欠点を が最も眼目であるにも係らず板物の不評の如きはこの塗法の研究 一層皷めたわけである。塗師職の人はこの良く安くの仕上法を研

究して頂きたいのである。

-- 20 ---

を が来とても工夫とか考案と云りに至って発表されて居るのは蒔絵 を頗る簡便に蒔絵する法にした事などは特筆するに価する位で を がするい時絵法を考案して手数のかゝる蒔 を がするい時絵法を考案して手数のかゝる蒔 を が来とても工夫とか考案と云りに至つて発表されて居るのは蒔絵 を がなる。

八金粉金箔

極微塵、並極、極頭、大極、荒極徹塵、花粉、常、等の種類があ向と其粒の細かいのに粗いのに依つて蒔絵用金粉には消粉、毛打向と其粒の細かいのに粗いのに依つて蒔絵用金粉には消粉、毛打使用次いで蒔絵其他に関係ある金粉金箔の事を少し書いて見ると

り出来る。 り出来る。 り出来る。 ので其自金の割合で名称も異なるのである。金箔も亦可な を物輸出向にアルミニューム粉へ着色したもの等を使用する事も ある。金箔は其延びる性質を利用して出来る限り満く打ち延ばし たもので其合金の割合で名称も異なるのである。金貝は箔より厚 たもので其合金の割合で名称も異なるのである。金質は箔より厚 たもので其合金の割合で名称も異なるのである。金箔も亦可な を延ばしたので其厚さによつて名称を異にするのである若松では まとして消粉が出来て居る焼粉は少々だけである。金箔も亦可な り出来る。

られ追々発達して今日に至つたのであるが其経路はあまりよく知当地で産する金粉金箔は前述の通り矢張京都の工人によつて伝え

約百名位居る。 が六戸で金籍に金粉兼業の人が二戸で合計八戸であつて従業者はが六戸で金籍に金粉兼業の人が二戸で合計八戸であつて従業者はられて居らない目下との金粉の産額は年額十二萬以上十五萬円、

金粉の方は殆んど家族連でやつて居るが金箔の方は五十名の職工を有して居る。との金箔の製法は手打と機械とあるのである。原料は無論金であつて東京、京都、金沢から輸入する。出来た金別の指は大部分が輸出であつて東京、静岡、大阪、名古屋、和歌行、石川、新潟等に輸出せられ市内外の需要は約二割内外のものである。東京震災以前は産額も大分沢山あつたがその後減少の径路である。一方焼蒔絵の使用する焼金粉の大部は東京より輸入して使用して居る状態である。

九、工人后

板物塗師 篠 崎 新 十 郎 私の知る所のものは明治前後の少数の人々である。 強ち名人と云 私の知る所のものは明治前後の少数の人々である。 強ち名人と云 はれるや否やは見る人に依つて異つて居る。 只だ私の心覚えにある人の列伝と思うて頂けば間違いはないのである。

であつて其技術精巧を極めた其当時の板物塗師の中心人物として文政十一年八月の出生で市内原ノ町に住した。其性質非常に慎密

で所策式を肝むるはしてもままで、単に旧法の塗術に甘んじない其製品亦堅牢にして美麗であつた。単に旧法の塗術に甘んじない弘化四年一月下四ノ町に生れ既に少年時代より抜群の手腕あり。

技を伝えたが明治三十九年病役した。で新様式を研究案出して我会津漆器の品位向上に貢献少くなかつで新様式を研究案出して我会津漆器の品位向上に貢献少くなかつで新様式を研究案出して我会津漆器の品位向上に貢献少くなかつ

丸物塗師 渡部儀右衞門

に至つたのである。明治二十七年六十九で死去した。 の製作始まるや卒先之を研究して堂に入り他の遂及を許さぬ位での製作始まるや卒先之を研究して堂に入り他の遂及を許さぬ位での製作始まるや卒先之を研究して堂に入り他の遂及を許さぬ位でのす二年一月生原,町に住して幼より其逢師の技術巧妙であつ文政十二年一月生原,町に住して幼より其逢師の技術巧妙であつ

丸物塗師武 萨萨久 平

ば堅牢そのものゝ称を取つた木盃製法にも種々の改良を加えた為非常に熱心な人で下地錆仕事の機械を案出し上野屋の塗物と云え天保元年の出生で市内老町に居住して丸物師一方の重鎮であつた。

惣輪師 庄 田 保 鉄物の狂いを防止する方法につき日夜研究に没頭された事は誠に涙がの狂いを防止する方法につき日夜研究に没頭された事は誠に涙がましいばかりであつたが不幸其実現を見ずして卒去せられた。

物 輸 師 久 保 田 八四郎 郎 職 師 久 保 田 八四郎 郎 で宮崎に赴任した幾何もなく故山に帰つて病没した。 じて宮崎に赴任した幾何もなく故山に帰つて病没した。 とて宮崎に赴任した幾何もなく故山に帰つて病没した。

る。一面風流者であつて生花が上手で名手と称せられた。又徒弟の養成に尽力して其門から優良技術者を多数出したのであ為に会津板物の品位を維持するに大に力があつたのである。一面為に会津板物の品位を維持するに大に力があつたのである。一面の大幅抜群者であつて常に非常な良品の供給者であつた、天保五年十月生市内大町五ノ堅に居住し後道場小路に移つた。

--21--

師の代表的人物であつた。大沼郡東川村の人で非常な沈着な性質の人であつた。会津の木盃大沼郡東川村の人で非常な沈着な性質の人であつた。会津の木盃大沼郡東川村の人で非常な沈着な性質の人であつた。会津の木盃大沼郡東川村の人で非常な沈着な性質の人であつた。会津の木盃大沼郡東川村の人で非常な沈着な性質の人であつた。会津の木盃大沼郡東川村の人で非常な沈着な性質の人であつた。会津の木盃大沼郡東川村の人で非常な沈着な性質の人であつた。

力の大なるに依るのであるから会津人ではないが永久記念すべき 描金研出し金片細工を教えた懇切教導したので漸く会津焼金蒔絵 せられ徒弟峰吉、春吉の二人を同伴して来若し地方の職工の為に を完成するを得た現在の蒔絵を得る基礎を築いたのは実に同人 天保十三年十一月東京に生れ会津に焼金蒔絵法の教師として招聘 Ø

=

する機会を有する事と思う。 十二年死去した。故人の一部を点出したに過ぎないが後段で詳報 年熊本工業学校に転任して教鞭を取つて子弟の教養に任じ現任中 の誉あり。若松工業学校の教師となり後福島県立校に移り大正六 萬延元年出生後!分町より愛岩町に移る焼金蒔絵を研究して出藍

つたのであると信ずる。であるから明治以前の如きは衣桁は先づ をつける襖の様なものであるが今日の衣桁が単なる衣服かけから 帳の変形である。几帳は俗に衝立とも云えば云えるが本来は隔て 家庭又は寺院僧侶の使用より来つたものであつて彼の殿上人の几 からざる道具の一つとなりつゝある。併しこれも其始めは貴族の 衣桁は弦に冗言を要する迄もなく現在日本の家庭には必要欠くべ 来たものでなくこの几帳衝立の変遷したもので美術的実用品とな

> 位である。 て売れるものでもないので其出来高の如きは実に微々たるもので い事であつた当時明治卅一年頃は年度漸く三百丁に充たなかつた 人の間より遙かに良い工賃に当るので其出来歩合も想像に難くな あつた。当時はこの職工は一日当り二組の木地を作れば家大工一 之を真似て製造するに至つた併しこの頃の職工は手も遅し又大し いで塗物の副業のようにして製作を開始し次いで黒河内信太郎が つた桂林寺町の篠崎右兵衛が確かに面白い仕事であると其後を継 のが出来た位で知人に贈り且つ吹聴した之を見聞した塗問屋であ て商売としようと云う程にも熱心でなかつた一方まあ珍らし らせ塗らせて始めて若松で衣桁が出来るに至つた。併しこれを以 の事で元家大工の山口吉五郎と云りものに命じて衣桁の木地を作 気付いて同人が之を製造する事となつた。これが明治廿七八年頃 つゝあつたが若松の塗産地でこれをやつたら面白かろうというに 田中善助と云り人があつて其邸宅等も中々数寄を極めたものであ つたその位であつたので従つて衣桁等も京都から取寄せて使用し 松にこれが製作せらるゝに至つたのは最近であつて馬場一! 贅沢品と目され城中寺院等の外はあまり使用せられなかつた。若 る --- 22---

団扇の塗り手の製作をやつて居つたものである。 との職工の餘業としてこれ亦当地の特産の様になつて居る。

五銭、塗賃三十銭、金具十二銭、蒔絵代十二銭、腰板付代廿銭と との頃の衣桁一丁の工賃其他を調べて見ると木代十五銭、手間廿

つたのであつた。 若松の衣桁が会津木盃に次いで特産品となるに至つた原動力とな 来てとれが衣桁専門に売出したのである。との商会の出現が今日 に高い品物であつた。明治卅六年に老町に新盛商会なるものが出 云り具合で合計一円十四銭内外で上つたわけで当時としては割合

年来機械等に趣味あり。衣桁の機械作業の可能なるを思い種々之 新盛商会は明治三十九年か明治四十年に解散して武藤、鈴木の個 た為、明治四十五年頃より俄然として一段其産を増すに至つた。 る。其後漸次其額を増しつゝあつたが製造販売に其方針を変更し つた。まだノく産額の如きも年産一千丁を上下して居つたのであ 企てた当時衣桁商の主なるものは篠崎、黒河内、新盛商会等であ 途有望なる確信を抱いて開業熱心に宣伝普及に努め製作に改良を 新盛商会なるものは武藤久吉、鈴木蓍九郎の共同事業で衣桁の前 人経営となるに至つた。 機械作業の考案をなすに至つた。 かくて大正三年鈴木工場の職工小野塚某

この前後の製品は多少機械作業により整一のものを得るに至つた 同七年漸く機械作業の一部を開始した。 更工夫する事一再ならず非常の苦心を払つたのであつたが中々思 年一年と種々なる機械を案出しても実地に応用して完全ならず変 工場を視察して帰来小野塚を督して機械の完成を急がしめた。 **う通りに出来るに至らなかつた。大正六年同工場主各地木工機械**

が完成したものでなく甚だ無骨なものであつたが年々其欠点に

9

である。其間の工場主と職工の苦心は中々筆舌も及ばない程のも 至り漸く改良機械作業による製品即ち木材から丸棒にしホゾを鑿 全なる製品木地を得るに至つたのである。 のであつた。大正十四年前記の機械に尚一層の改良を加え全く完 ち仕上をなす迄の全工程を機械のみに依つて出来上るに至つたの き考案を進め漸次其工程を短縮し整一の度を進めて大正十二年

多く鈴木の製品と其仕上りに於て其能率に於ては比較すべくも 多方の小野寺弥次兵衛外二三あれども何れも小規模で且つ手挽が 現在衣桁を製作し居る人は他に市内に斎藤長次郎、 いのである。 山寺久吉、 な 喜

前記三軒で年産約一萬丁以内であろう。

従つて会律衣桁の約八割は鈴木製と云え得るのである。

大正十五年に於ては総産額約五萬丁金額で約二十三四萬円内外に

鈴木工場の製産額を年次表にすれば

		20	がある。
事も記述する必要	等も出来る	との衣桁と同時に手拭掛及び衣紋竿等も出来る事も記述する必要	との太
三七、八五〇丁	十五年	八年二二、〇五〇丁	
三八、五〇丁	十三年	七年 一八、九五〇丁	
=O(-OOJ	十二年	六年 一七、四九五丁	
三、一〇〇丁	十年	五年 一五、二五〇丁	
一六、八〇〇丁	九年	·四年 六、九五〇丁	大正四
	•	金フ二枚の製造者でなどまりつれた	4

--- 23 ---

に就でも機械作業により得るものは其部分品と雖ども之に依つて 能率を高め製品の整一を期したい。 展は疑のない所で会津専売の称を得るに困難ではなかろう。これ が品位を統一し良品廉売のモットーを以て進むならば尚一層の発 知界等でも生産はあるが大規模生産と云り事は聞かぬから会津産 備品となつた程である。 年々歳々其需要を増すべき誠に有望なも 通の家庭にも必要欠くべからざるものとなり目下は嫁入道具中の 以前は贅沢視された衣桁手拭掛等も時勢の変遷は一般旅館より普 衣桁も他県に絶対に出来ぬものではない。富山県、愛

稿を終る事とする。 嫌あり再版に際して之を整理すべきも玆に其功労者を列記して本 既に緒言に於て述べた如く編述を急いだ為、其順序等前後転倒の

会 漆 功 労

る士の既に知悉し得る所で会津漆器の開祖として吾人の常に尊崇 津塗の今日に至らしめた事は萬人の知る所である。漆器に関係あ 家の根元なるを知つて日野椀の製法を会津に移し之を奨励して会 し忘れべからざる事である。 英邁の資其武力秀吉を恐れしめたる程の人であるが一面産業の国

三郎兵衞氏

公の遺績亦関係業者の知悉せる所である。即ち漆樹の戸籍を改め

る なる至誠に会津漆器中興の祖として常に念頭に忘れ得さる人であ 視する為、小田山上に墓を建てしめべく遺言したと云り程の熱烈 招聘して之が向上を計り各地に輸出の道を立て死後尚、 之が奨励に力を致し産業立国の第一を漆器となし塗工、蒔絵工を 会津を監

五 兵

として漆器業に尽瘁せられつゝある功労偉なりと云うべし。 其他 高瀬 喜 左衞門氏 は白木屋号の老舗で維新前より数代連綿 ず誠に遺憾とする所である。其墓は七日町常光寺境内にある。 津漆器を紹介したる功は没すべからざるものがあるが其詳伝を得 一商値として能く会律漆器の宣伝に努め販路を江戸に開拓して会 木 治 三郎

--- 24----

前掲木地挽機械発明の功労者である。 之 吉

前掲木盃、蒔絵法改革の功労者である。 瀕

省みるの暇なきに至つたので漆木栽培の如き念頭を失し乱伐に次 ぐに乱伐となつて頓に漆液の生産を減じたのであつた。 因でなければならぬ。然るに維新前後国情漸く紛糾して又産業を はあるが第一地方に漆木の多数ありて漆液の豊富であつた事が原 会津漆器の今日あるは前掲の通り歴代為政者並びに功労者の賜で

妓に於て奮然起つたのは実に初瀬川健増氏である。嘉永四年大沼

栽培書を前後二巻として出版発表して多大の参考書たらしめたの 培液搔取法要覧を著し之を出版した。由来帰郷して彼此を比較研 清国に渡り各地巡歴して細密なる調査を遂げ帰朝して清国漆樹栽 じ漆の為に其生を捧ぐべく決心して若くして吉田博士に随行して 郡小谷村に生れ代々漆役肝煎の家である関係上一臘痛切に之を感 究其栽培、苗木養殖等之を地方に適する様苦心して遂に内地漆樹

会社を設立して厳に乱伐を禁ずるの申合せなし幾分其弊を矯めて 小康を得たのであつた。 一方乱伐の弊益々甚だしく漆木の減少一方となるのを慨して植林

氏の漆園を視察するに至つた。即ち和蘭公使館員レオンワンテホ は苗木を採取して本国に送つたのであつた。 使館員等続々其本国政府の命を受けて来り実情を調査し、 同氏の苦心漸く中外に知れて漆に興味を有するもの続々来つて同 ル氏外仏国公使館員、露国公使館員、伊太利公使館員、独逸公

にあつては自園を整理して種子並びに苗木の養殖に餘念がなかつ 励法を請願した当時政府も多事多端として之を閑却したのであつ 入の漸増を来した。氏は之を憂い屢々政府及び議会に之が保護奨 又一方漆木の乱伐は全国的に行はれ漆液の減少と共に支那漆の輪 た。氏は之に屈せず各地を視察して栽培の急務なる事を説き郷里

従つて会津漆種子の優良なる事によつて遠くは朝鮮、 英領印度に

> 培せしめ一方各地団体には官有地の無償賃付と補助金交付等の て冥すべきである。 氏没後五年にして漸く其の志を酬えらるゝ道程に達した事は又以 法により栽培奨励法を施行するに至つた。 近時漸く農林省が漆樹につき之が栽培の必要を認め其直営地に

輸出され内地は石川、青森、魔児島に輸出されるに至つた。

슾 津 漆

昭昭 和三年五月十日発行和三年五月八日印刷 印刷者 発編 行集 者兼 印刷所 丸 八 印 剔会津若松市馬場上一之町一番地 佐 藤 八 四会津若松市馬場上一之町一番地 会津若松市七日町百八十二番地 _ 非 売 띪 郎 貞 所

-- 25-

昭和三十九年七月十八日再版印刷 昭和三十九年七月二十日再版発行 新城 猪 之 発行者 新城 猪 之 会津若松市当麻町一六